

さぬき市事業継続応援金 申請要領

令和3年11月
さぬき市商工観光課

1 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、大きな影響を受けた市内の事業者等に対し、事業の継続を支援するため、応援金を支給します。

【支給対象者】

市内に事業所や店舗を有する中小企業、中堅企業等又は個人事業主(市外(県内)に事業所を有する市内在住者を含む)のうち、「香川県営業継続応援金(第3次)」の支給を受けた者

ただし、市外(県内)に事業所・店舗を有する個人事業主にあつては、令和3年11月18日以前から市内に住所を有する者

【支給額】

1事業者当たり

「香川県営業継続応援金(第3次)」の支給金額の2分の1に相当する額
(千円未満は切り捨て)
(上限10万円)

【提出書類】

- ① 事業継続応援金申請書(請求書)(様式第1号)
- ② 香川県営業継続応援金(第3次)の支給決定内容が分かるもの
「香川県営業継続応援金(第3次)の振込みのお知らせ」など。
- ③ 誓約書(様式第2号)
- ④ 通帳の写し(振込先口座を確認できるもの)
- ⑤ <<市外(県内)にのみ事業所・店舗を有する市内在住個人事業主の場合>>
住民票

※令和3年11月18日以前から市内に住所を有する者であることを確認するため。マイナンバーの記載は必要ありません。

注 審査の過程において、上記以外の提出書類が必要となる場合があります。

2 支給要件

次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

(1) 申請日において、市内(市内に住所を有する個人事業主にあつては、香川県内に事業所・店舗を有する者

※市内に住所を有し、市外(香川県内)にのみ事業所を有する個人事業主にあつては、令和3年11月18日(さぬき市事業継続応援金支給事業実施要綱の施行日)以前から市内に住所を有する者でなければなりません。

(2) 「香川県営業継続応援金(第3次)」の支給を受けていること。

注 応援金の支給は、1事業者(店舗・事業所ごとではありません。)につき1回限りとします。

一度支給を受けた方は、再度申請することができません。

【支給対象外となる場合】

上記要件を満たす場合であっても、応援金の趣旨・目的に照らして支給することが適当でないと市長が判断するときは、支給対象外となる場合があります。

3 申請期間・方法

◇申請期間 令和3年11月19日(金)～令和4年2月18日(金)

当日消印有効

◇申請先 ㊟769-2195 さぬき市志度5385番地8

さぬき市役所 商工観光課 宛て

注1) 「**応援金申請書**」**在中**とご記入ください。

注2) 書類到着確認等の問合せには応じられませんので、簡易書留など、ご自身で送達状況の追跡ができる方法で郵送願います。

◇振込日 12月上旬から月3回の振込日を設ける予定です。

審査終了後、送付する支給決定に関する通知書に、振込予定日を記載しますので、ご確認ください。

なお、事務処理の事情により、まれに予定日を数日経過する場合があります。

◇必要なもの

提出書類の用紙サイズは全て**A4判(片面印刷)で統一**してください。

必要書類		書類の例・注意事項
①	事業継続応援金申請書(請求書) (様式第1号) ※1	2枚1セット[おもて・裏(2枚目)]になっています。記入漏れに注意。
②	香川県営業継続応援金(第3次)の 支給決定内容が分かるもの	「香川県営業継続応援金(第3次)の振込みのお知らせ」など。
③	誓約書(様式第2号)	申請者が自筆で署名してください。
④	振込先口座が確認できるもの	以下に掲げる情報が記載された通帳の写しなど。 ・振込先金融機関(支店名含む) ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人※2
⑤	住民票 ※市外(県内)にのみ事業所・店舗を有する 市内在住個人事業主の場合に限る。	令和3年11月18日以前から市内に住所を有する者であることを確認するため。 マイナンバーの記載は必要ありません。

※1 「事業継続応援金申請書(請求書)(様式第1号)」は、市ホームページからダウンロードできます。

また、市役所商工観光課、総合支所、各出張所、商工会本所、商工会支所で入手

できます。

※2 振込先は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人の場合は当該個人本人の名義である口座に限ります。

注 審査の過程において、上記以外の提出書類が必要となる場合があります。

4 申請後の流れ・不正受給時の対応

●申請後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認させていただき、不明な点等がありましたら電話等でご連絡する場合がありますので、ご対応をお願いします。

また、不備の内容によっては、返送させていただく場合もありますので、ご承知おきください。

応援金の振込については、12月上旬から月3回の振込日を設ける予定です。

なお、審査終了後、支給決定通知書(不支給の場合には不支給決定通知書)を発送させていただきます。

支給決定通知書には、振込予定日を記載しますので、ご確認ください。

(事務処理の事情により、まれに予定日を数日経過する場合があります。)

●不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。

応援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対しては、返還を求めます。

また、不正の内容が悪質な場合には申請者名を公表するとともに、刑事告発を行います。

5 お問い合わせ先

◇さぬき市役所 建設経済部 商工観光課

☎087-894-1114 (平日 8:30~17:15)